

## みんなで支えるワーク・ライフ・バランス アクションプラン ～よりよい勤務環境を目指して～

### はじめに

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、当社においては、会社全体で、仕事と生活の調和を中心に、育児・介護支援、出産・子育て支援、年次有給休暇の取得しやすい環境作り、現行制度の周知徹底やその利用のサポートなどの取組みを一層推進していくため、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間で第1期計画期間として、岡本物流株式会社一般事業主行動計画「みんなで支えるワーク・ライフ・バランス アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」を策定しました。

### アクションプランの期間[第1期]

平成23年4月1日から平成25年3月31日の2年間

### アクションプランの対象となる従業員

会社従業員全体

### アクションプランのポイント・目標

#### 仕事と生活の調和に向けて

##### 1. 仕事と育児の両立に向けて

- ・育児・介護休業に関する規程の改正を行い、社内制度の実効的・柔軟な活用を図る。
- ・上記規程及び改正育児介護休業法の制度趣旨を社内に周知させ、従業員の理解増進に努める。
- ・社内報やコンプライアンス通信などで男性の育児休業の促進を図る。

平成25年3月31日までの数値目標

女性従業員の育児休業の取得率 90%  
男性従業員の育児休業の取得率 3%

##### 2. 残業時間の縮減

- ・仕事と生活の調和の実現を目指し、全従業員の残業時間の縮減を図る。

##### 3. 年次有給休暇の効率的な取得

- ・計画年休の取得を推進する。
- ・年末年始休暇、休日等と組合わせた連続休暇を取得できるよう環境の整備に努める。
- ・従業員のライフスタイルに柔軟に対応できるようにするために、半日を単位とした有給休暇が取得しやすい環境の整備に取り組む。

平成25年3月31日までの数値目標

従業員一人当たりの年次有給休暇の平均  
取得日数割合 60% (2008年全国平均47.4%)

##### 4. ポジティブアクション責任者によるさまざまな助言、周知、相談対応の業務遂行

- ・機会均等推進責任者、短時間雇用管理者、職業家庭両立推進者(これらを総称して、「ポジティブアクション責任者」という。)の職務フォロー。【現在、総務部橋本隆寿氏が責任者。】
- ・ポジティブアクション責任者による従業員の相談対応と必要な助言。
- ・行政機関や裁判例などを基にしたさまざまな制度の周知。